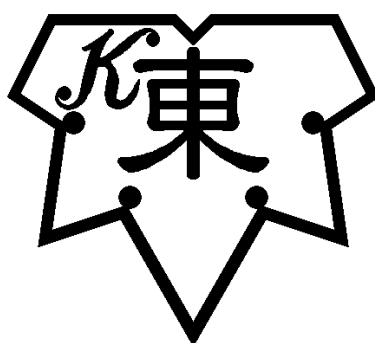


# 令和2年度 前期選抜募集要項



◎ この募集要項には、出願から合格発表までの事項が記載してありますので、熟読し指示に従って手続きを行ってください。

**福島県立喜多方東高等学校**

〒966-0085 福島県喜多方市字江中子 4167  
電話 (0241) 22-2161

## I 特色選抜

### 1 募集定員

課程	学科	特色選抜募集定員
全日制	普通科	定員80名の20%程度

### 2 志願してほしい生徒

本校は多様な進路希望の実現に向けて基礎学力の定着を図りつつ、部活動・生徒会活動等とおして社会に貢献できる自立した人間の育成に取り組んでいる。特色選抜においては、次の①～③のいずれかに該当する人物で、さらに高校生活のさまざまな場面においてリーダー性を発揮することのできる意欲ある生徒を求めている。

- ①学ぶ意欲を持ち、他者と協調しながら自己を高めていくことのできる者
- ②将来の夢や希望を明確に持ち、その実現に向けて努力することのできる者
- ③部活動や生徒会活動等の特別活動に積極的に取り組むことのできる者

### 3 出願資格

特色選抜への出願資格については、次の(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の①、②のいずれかに該当する者とする。

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ウ 文部科学大臣の指定した者
  - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - オ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 上記2「志願してほしい生徒」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

### 4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 5 併願の取扱い

前期選抜で本校を志願する者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

### 6 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円分の切手（簡易書留料金）を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成した用紙）
  - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式による）ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 特色選抜志願理由書（本校公式Webページよりダウンロードしたもの）ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
（注）④、⑤は切り離さないで提出すること
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
  - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ③ 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
（注）⑤、⑥は切り離さないで提出すること
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。  
郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 9 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日(木)から2月17日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(所定の様式による)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(所定の様式による)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書(所定の様式による)及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(所定の様式による)を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は本校に返還する。

## 10 出願の取消し

- (1) 出願を取り消す場合は、出願取消届(所定の様式による)を、在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (2) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 11 選抜方法・選抜資料

「特色選抜志願理由書」、「調査書」の審査結果、「学力検査」の成績及び「特色面接」を資料として選抜を行う。

なお「自己申告書」の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料とする。

- (1) 特色選抜志願理由書

志願理由、自己アピール、将来の夢や希望、入学後の抱負等について、本人記載の内容を十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

- (2) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は15点満点、合計150点満点に点数化し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料とする。

- (3) 学力検査

- ① 学力検査を実施する教科は、国語・数学・外国語(英語)・理科・社会とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語(英語)の検査には「放送によるテスト」を含む。

② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ・日 時 令和2年3月4日(水)
- ・会 場 本 校
- ・日 程 受付(西昇降口) 8:00 ~ 8:20  
点呼・諸注意 8:20 ~ 8:40  
学 力 検 査 9:00 ~ 15:10

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
50分	20分	50分	20分	50分	60分	50分	20分	50分

- ・持 ち 物 前期選抜受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- ・諸 注 意 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(4) 特色面接

① 志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、特色選抜で志願してほしいリーダー性を備えた人物であるかをみるために個人面接を実施する。特色面接は100点満点で点数化する。

② 面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ・日 時 令和2年3月5日(木)
- ・会 場 本 校
- ・日 程 受付(西昇降口) 8:00 ~ 8:20  
点呼・諸注意 8:20 ~ 8:40  
面 接 9:00 ~

※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

- ・持 ち 物 前期選抜受験票、上ばき、昼食(併願者のみ)
- ・諸 注 意 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 12 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

なお、3月4日の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとし、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

(1) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(所定の様式による)に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(2) 追検査等の日時、会場は同じとするが、日程については欠席した受験日に応じて①~③の3パターンを想定する。

- ・日 時 令和2年3月11日(水)
- ・会 場 本 校

①前期選抜1日目（学力検査）のみを欠席した場合

- ・日 程 受付（西昇降口） 8：00 ～ 8：20
- 点呼・諸注意 8：20 ～ 8：40
- 学 力 検 査 9：00 ～ 14：45

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

②前期選抜1日目（学力検査）と2日目（面接）の両方を欠席した場合

- ・日 程 受付（西昇降口） 8：00 ～ 8：20
  - 点呼・諸注意 8：20 ～ 8：40
  - 学 力 検 査 9：00 ～ 14：45
  - 面 接 15：00 ～
- ※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	面接
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

③前期選抜2日目（面接）のみを欠席した場合

- ・日 程 受付（西昇降口） 8：00 ～ 8：20
  - 点呼・諸注意 8：20 ～ 8：40
  - 面 接 9：00 ～
- ※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

9:00
面接

## 13 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日(月)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、「合格通知書」を交付する。（交付時に前期選抜受験票が必要となります。）
- (3) 合格者は、合格発表当日に諸手続きを済ませること。（諸手続きの内容については、前期選抜時に連絡する。）
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 14 その他

- (1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の書式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) その他詳細については、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づくものとする。

## Ⅱ 一般選抜

### 1 募集定員

課程	学科	一般選抜募集定員
全日制	普通科	定員80名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

### 2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

前期選抜で本校を志願する者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

### 5 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円分の切手（簡易書留料金）を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

### 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成した用紙）
  - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式による）  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
(注) ③、④は切り離さないで提出すること

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

（注）④、⑤は切り離さないで提出すること

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。

郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日(木)から2月17日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式による）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書（所定の様式による）及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式による）を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。



- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は本校に返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (2) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 選抜方法・選抜資料

「調査書」の審査結果、「学力検査」の成績及び「一般面接」を資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

また「自己申告書」の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料とする。

### (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点に点数化し、それ以外の記載内容は精査して、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料とする。

### (2) 学力検査

- ① 学力検査を実施する教科は、国語・数学・外国語（英語）・理科・社会とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。

- ② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ・日 時 令和2年3月4日(水)
- ・会 場 本 校
- ・日 程 受付（西昇降口） 8:00 ～ 8:20
- 点呼・諸注意 8:20 ～ 8:40
- 学 力 検 査 9:00 ～ 15:10

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
50分	20分	50分	20分	50分	60分	50分	20分	50分

- ・持 ち 物 前期選抜受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- ・諸 注 意 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

### (3) 一般面接

- ① 志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深めるため個人面接を実施する。一般面接は段階評価する。

- ② 面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ・日 時 令和2年3月5日(木)
- ・会 場 本 校
- ・日 程 受付（西昇降口） 8:00 ～ 8:20

点呼・諸注意 8:20 ~ 8:40  
面 接 9:00 ~

※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

- ・持ち物 前期選抜受験票、上ばき、昼食（併願者のみ）
- ・諸注意 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 11 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

なお、3月4日の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとし、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

### (1) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（所定の様式による）に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

### (2) 追検査等の日時、会場は同じとするが、日程については欠席した受験日に応じて①～③の3パターンを想定する。

- ・日 時 令和2年3月11日(水)
- ・会 場 本 校

#### ①前期選抜1日目（学力検査）のみを欠席した場合

- ・日 程 受付（西昇降口） 8:00 ~ 8:20
- 点呼・諸注意 8:20 ~ 8:40
- 学 力 検 査 9:00 ~ 14:45

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

#### ②前期選抜1日目（学力検査）と2日目（面接）の両方を欠席した場合

- ・日 程 受付（西昇降口） 8:00 ~ 8:20
- 点呼・諸注意 8:20 ~ 8:40
- 学 力 検 査 9:00 ~ 14:45
- 面 接 15:00 ~

※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	面接
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

③前期選抜2日目（面接）のみを欠席した場合

・日	程	受付（西昇降口）	8：00 ～ 8：20
		点呼・諸注意	8：20 ～ 8：40
		面接	9：00 ～

※特色選抜と一般選抜を併願する志願者には特色面接と一般面接の両方を課す。

9:00

面接

## 12 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日(月)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、「合格通知書」を交付する。（交付時に前期選抜受験票が必要となります。）
- (3) 合格者は、合格発表当日に諸手続きを済ませること。（諸手続きの内容については、前期選抜時に連絡する。）
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 13 その他

- (1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の書式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) その他詳細については、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づくものとする。